

子ども手当で次代の社会を

担う子どもを育ちを支援

子ども手当が創設されました

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに、中学生以下の子どもを養育されている方に支給する手当です。

子ども手当創設に伴う申請は、平成22年9月30日までに請求した場合、特例的に4月分までさかのぼって支給されます。ただし、10月1日以降に申請した場合は、申請の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

介護予防サポーター養成講座

高齢者への身近な支援者として、介護予防活動に取り組む「介護予防サポーター」を養成する講座を開催します。なお、全5回の修了者には認定証を交付します。

▼対象：町内在住で介護予防活動に関心があり、全5回の講座を全て受講し、介護予防サポーターとして、高齢者が

集う場等で介護予防活動に取り組むことができる方
 ▼募集人数：先着20人
 ▼持ち物：筆記用具、水分補給のための飲み物
 ▼参加費：無料

■ 町健康介護課高齢者支援班
 ☎(70)03332
 地域包括支援センター
 ☎(70)04339

〈介護予防サポーター講座〉

回	日時	内容・〈会場〉
1	8/18(水) 13時30分～15時30分	開講式、介護予防の必要性、サポーターとしての役割、社協サロンについて (保健文化センター1階集団指導室)
2	8/25(水) 13時30分～15時30分	高齢者の栄養と口腔について (保健文化センター3階ホール)
3	9/1(水) 13時30分～15時30分	運動教室について(実技) (保健文化センター3階ホール) 講師：健康運動指導士
4	9/8(水) 13時30分～15時30分	高齢者の運動指導について (保健文化センター3階ホール) 講師：理学療法士
5	9/15(水) 13時30分～15時30分	グループワーク、閉講式 (保健文化センター1階集団指導室)

なお、4月以降に転入された方や出生された方は申請月の翌月分からの支給となります。

▼手続きが必要な方
 ・中学2・3年生を養育している方
 ・所得制限や未申請により児童手当を受給されていない方

▼申請に必要なもの
 ・請求者名義(養育している方)の健康保険被保険者証の写し

・出生または転入された方
 ・申請に必要なもの
 ・請求者名義(養育している方)の健康保険被保険者証の写し



育児・介護休業法が改正に

少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、育児・介護休業法が改正され、6月30日より施行されます。

改正のポイントは、次のとおりです。

①子育て中の短時間勤務制度・所定外労働(残業)の免除の義務化
 ・3歳までの子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度(1日6時間)を設けることが事業主の義務

・印鑑
 ・請求者が外国籍の方は外国人登録証明書の写し
 ・子どもの住所が町外にある場合は子どもの住む世帯全員の住民票(住民票謄本)
 ・請求者名義(養育している方)の普通預金通帳の写し
 ・子どもの名義、配偶者名義の口座は指定できません。ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・店番(3桁)・口座番号(7桁)が必要です

公務員の方は勤務先に問い合わせください

子ども手当の支払月です
 平成22年3月まで児童手当を受けている方と5月19日までに子ども手当創設に伴う手続きをされた方は、6月10日(木)に町から指定の口座へ振り込みます。 ※平成22年2月分・3月分は児童手当として支給します

子ども手当現況届の提出
 子ども手当の受給者の方は、

・労使協定による専業主婦(夫)除外規定を廃止します。
 ④介護休暇の新設
 ・労働者が申し出ることにより、要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日、介護休暇を取得できるようになります。

⑤法の実効性の確保(施行済み)
 ・苦情処理・紛争解決の援助・調停の仕組みを創設します。
 ・勧告に従わない場合の公表制度・報告を求めた場合に報告をせず、または虚偽の報告をした者に対する過料を創設します。

②子の看護休暇制度の拡充
 休暇の取得可能日数が、小学校就学前の子が1人いれば年5日、2人以上いれば年10日になります。

③父親の育児休業の取得促進
 ・父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間を延長します。
 ・出産後8週間以内の父親の育児休業取得を促進します。

町千葉労働局雇用均等室
 ☎043(221)2307

毎年6月に児童の養育状況などを確認し、引き続き手当を受給する要件があるかどうかを確認するために、現況届を提出する必要があります。
 なお、子ども手当創設に伴い認定請求書・額改定請求書を提出された方は、平成22年度の現況届の提出は必要ありません。

届けが必要な方には6月上旬に用紙を郵送します。現況届の提出がない場合、6月以降の手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。印鑑を押し忘れないようご注意ください。

提出期限：6月30日(水)まで
 ※(土)・(日)・祝日は除く
 ▼提出場所：社会福祉児童課、白里出張所
 ▼主な添付書類：受給者(養育している方)の健康保険被保険者証の写し

■ 町社会福祉児童課児童福祉班
 ☎(70)03331

保健師だより

健診(検診)が始まります

病気の早期発見・予防には、毎年の健診(検診)の受診が有効です。今年から前立腺がん検診も加わりましたので、ぜひ受診しましょう。

▶受付時間 = 9時30分～11時、13時15分～14時15分

日程・会場

日程	会場
6月7日(月)、8日(火)	老人福祉センターコスモス荘
6月9日(水)～11日(金)	農村環境改善センターいずみの里
6月14日(月)	瑞穂小学校体育館
6月15日(火)～18日(金)	中部コミュニティセンター
7月12日(月)～14日(水)	保健文化センター
7月15日(木)、16日(金)	農村ふれあいセンターやまべの郷
7月20日(火)～23日(金)	保健文化センター

健診・検診

健診・検診	負担金	対象
特定健康診査	無料	40歳以上の方(国民健康保険加入者)
胸部レントゲン検査	無料	40歳以上の方 ※当日申し込み
肺がん検診(喀痰検査)	800円 (75歳以上は400円)	40歳以上の方(希望者) ※当日申し込み
大腸がん検診 (便潜血反応検査)	600円 (75歳以上は300円)	40歳以上の方 ※当日申し込み
前立腺がん検診 (PSA検査)	500円	平成22年4月1日時点で満55・60・65・70・75・80歳の男性 ※当日申し込み

※詳細は「大網白里町保健事業ガイド」をご覧ください

町特定健康診査については 住民課国保年金班 ☎(70)03334

その他の検診については 健康介護課健康指導班 ☎(72)8321

とうけい解析⑧

国勢調査の実施本部を設置

国勢調査が10月1日を基準日として行われます。国勢調査は5年に1度の調査で、国内すべての居住者が対象となり、集められた情報は、都市計画や地方交付税など、各種行政施策の重要な基礎資料として役立てられています。

しかし近年、プライバシー意識の高まりや共働き世帯などの昼間不在世帯の増加等から全国的に回収率が低下し、この傾向は本町でも見受けられます。そのため、国勢調査の円滑な実施と回収率や情報精度を高めるため、堀内町長を本部長とする大網白里町国勢調査実施本部を設置し、6月1日から活動を開始します。

今後、調査員の研修や関係団体への協力依頼などのほか、調査方式の変更点があることから広報活動にも力を入れていくこととなります。

国勢調査員を募集

国勢調査員には、規程に基づく報償金が支払われます。

▶登録資格 = すべての要件を満たす方
 ・町内在住で20歳以上の方
 ・調査の過程で知った秘密を厳守できる方
 ・税務・警察または選挙に直接関係のない方

▶調査員任命期間 = 9月上旬から2カ月間

▶職務内容 = 調査員事務説明会への出席、担当調査区の確認、調査票の配布と回収

▶申込方法 = 所定の申込用紙に記入のうえ秘書広報課で申し込み

▶申込用紙配布場所 = 秘書広報課、中部コミュニティセンター、白里出張所

※町ホームページでもダウンロードできます

▶募集期限 = 6月11日(金)

■ 町国勢調査実施本部(秘書広報課内) ☎(70)03116